

[事案 30-153] 入院・手術給付金支払請求

・平成 31 年 2 月 9 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人から告知不要と言われた事実の不告知を理由に特約が解除され、給付金が支払われなかったこと等を不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

入院して帝王切開術を受けたので、平成 28 年 4 月に契約した積立保険の医療特約等にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に特約が解除され、給付金が支払われなかった。また、その後、解約したが、積立金が自動的に取り崩されて保険料に充てられていた。しかし、以下の理由により、入院給付金および手術給付金を支払い、解約後に積立金から支払われた保険料を返還してほしい。

- (1)告知書作成の際、過去に帝王切開したことや定期的に病院で受診していることを募集人に全てありのままに伝えたところ、今回は記入しなくて良いと言われ、告知書に記入しなかった。
- (2)積立金から保険料分を取り崩すとの通知葉書が来たため、取り崩されるまでに解約の手続きをすることを保険会社に何度も確認した上で解約したにもかかわらず、保険料が取り崩された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人は申立人の受診歴を知らず、不適切な案内はしていない。
- (2)申立人が解約を申し出たのは平成 30 年 4 月だが、解約請求書の郵送日数や 4 月末日が振替休日などの諸事情により、解約日が 5 月となったため、直近保険料相当分の積立金取崩しについて、解約に伴う取消しができなくなった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知書作成時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人の誤説明等により帝王切開術の告知をしなかったとは認められないものの、保険会社側の意向等も踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。